

令和5年 月 日

古賀市教育委員会  
教育長 長谷川清孝 殿

古賀市社会教育委員の会議  
議長 井浦 政義

## 社会教育関係団体に対する補助金交付に関する意見について

標記の件につきまして、社会教育法第13条の規定に基づき古賀市社会教育委員の会議において討議しましたので、下記のとおり意見を具申いたします。

### 記

対象：令和5年度社会教育関係団体に対する補助金（4件）

意見：PTCA 連合会事業補助金について

対象事業が講演会事業、広報事業、研修事業となっているが、PTCA 活動の在り方も変化しつつある。時代に合った形で対象事業の拡大等も検討していただきたい。